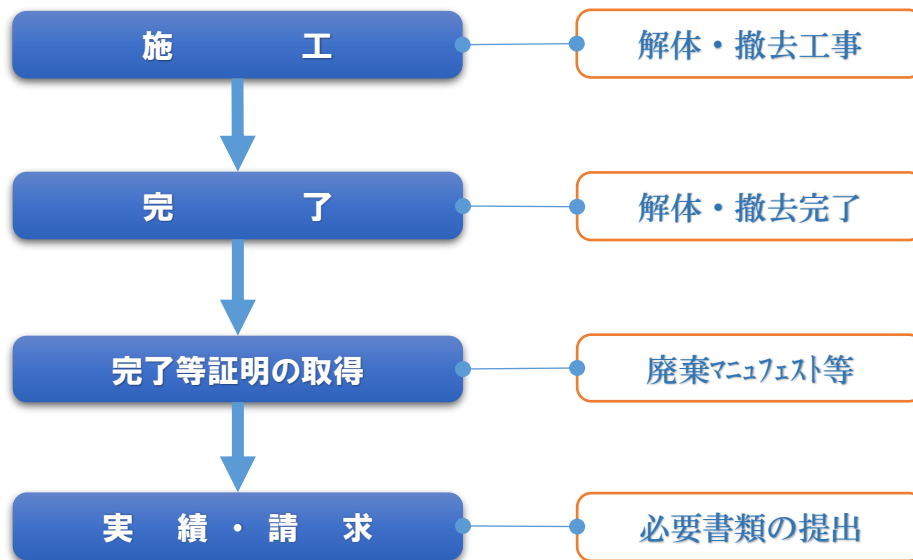


危険家屋解体撤去補助金（実績）



・建物解体により、その土地の固定資産税が増額となる場合があります。

（詳しくは、税務課 資産税係へご確認ください。）

- ・ 工事完了後の実績報告には、産業廃棄物管理マニフェストが必要です
- ・ 補助金の支払いについては、実績報告後、現地確認等を行い、その後、支払い処理となりますので、1月程度かかります。

実績書類<建設課分>	
<input type="checkbox"/>	実績報告書（第9号様式）
<input type="checkbox"/>	事業完了報告書（第10号様式）
<input type="checkbox"/>	収支計算書（第11号様式）
<input type="checkbox"/>	請負契約書の写し
<input type="checkbox"/>	廃棄物処理に関する証明書<産業廃棄物管理マニフェスト>
<input type="checkbox"/>	工事写真（施工前・施工後が分かるもの）
<input type="checkbox"/>	領収書の写し（契約者名での支払い）
<input type="checkbox"/>	補助金請求書（第13号様式）

届出書類<税務課分>	
<input type="checkbox"/>	家屋滅失届出書
<input type="checkbox"/>	固定資産税減免申請書
<input type="checkbox"/>	減免申請にかかる同意書

※ 登記された建物の場合、法務局への滅失登記が必要です